

二宮町税条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 内容

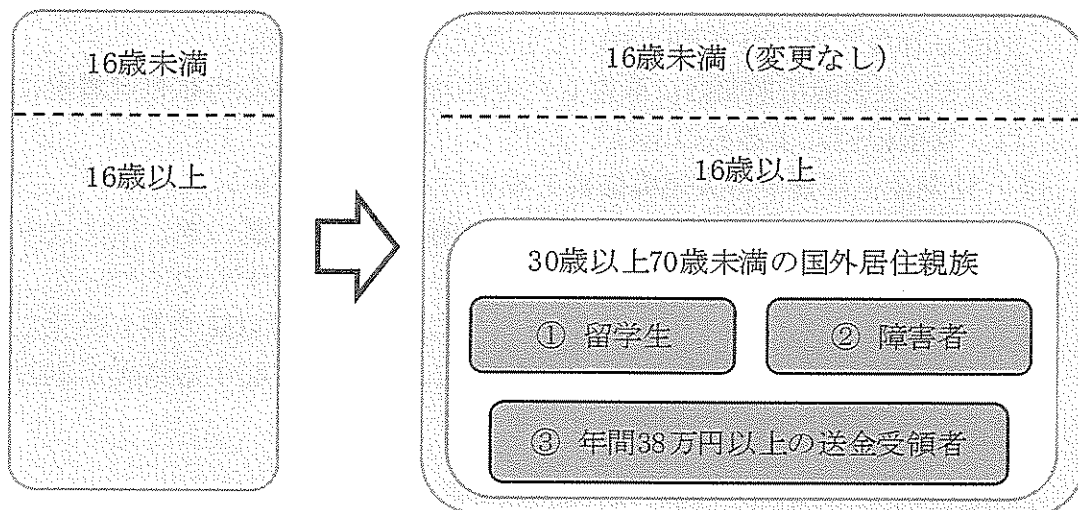
(1) 【個人町民税の個人均等割の非課税規定の改正】

令和6年1月1日（令和6年度課税分）から、30歳以上70歳未満の国外居住親族は、一定の要件を満たしている者を除き、扶養親族の範囲から除外されるため、町条例においても改正するものです。

≪「個人均等割の非課税」の判定に用いる扶養親族の範囲≫

令和5年度課税分まで

令和6年度課税分から



(2) 【森林環境税の賦課徴収の開始に係る改正】

令和6年度から国税である森林環境税（1人につき1,000円）が新たに課税されることになり、その賦課徴収は町県民税の均等割と併せて行うこととされたため、町条例においても改正するものです。

なお、平成26年度から東日本大震災を踏まえ、緊急に実施する必要があった防災・減災事業の財源確保のために町民税、県民税合わせて1,000円が均等割に加算されていましたが、令和5年度をもって期間満了となるため、1人あたりの負担額に変更はありません。

《均等割額の内訳》

区分		令和5年度まで	令和6年度から
住民税		5,300円	4,300円
内訳	町民税	3,000円	3,000円
	県民税	1,300円	1,300円
	東日本大震災 特例加算分	1,000円 (町：500円、県：500円)	—
森林環境税（国税）		—	1,000円
年税額（個人負担額）		5,300円	5,300円

(3) 【固定資産税の課税標準の特例(わがまち特例)に係る改正】

ア 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに中小事業者等が新たに取得した特例対象資産について、固定資産税の課税標準額の特例に係る法の規定が削除されたため、町条例においても改正するものです。

なお、上記適用期間内に取得した特例対象資産に係る当該特例措置については、従前の例によるものとなります。

イ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、県により管理計画が認定されたマンションのうち一定の要件を満たすものについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の長寿命化に資する大規模修繕工事が完了した場合に固定資産税額を減額する措置が創設されたため、町条例においても改正するものです。

条例で定める割合（案）	参酌基準（地方税法施行規則第15条の9の3）
3分の1	3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額する。

(4) 【上記改正に伴う附則項番の整理】

本改正により、附則に項ズレが生じたため、制定附則の引用条項の整理を行います。